

扶桑町指名停止等の措置要領

(平成4年3月31日訓令第1号)

(平成6年7月5日訓令第5号)

(平成14年10月28日訓令第36号)

(平成19年3月30日訓令第40号)

(平成20年3月31日訓令第1号)

(平成29年8月28日訓令第8号)

(趣旨)

第1条 扶桑町との契約において、良好な履行を得るため、扶桑町業者指名審査事務取扱要綱（昭和56年扶桑町要綱第6号。以下「指名要綱」という。）第2条第3号に定める業者の指名停止等の措置について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 審査会 指名要綱第2条に定める扶桑町業者指名審査会をいう。
- (2) 資格業者 扶桑町競争入札資格審査事務取扱規程（平成2年扶桑町訓令第1号）第13条に定める入札参加資格者名簿の登載業者をいう。
- (3) 工事等 工事又は製造の請負、物件の買入れその他の契約をいう。

(事件発生報告)

第3条 各課等の長は、別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）の事件の発生を知ったときは、速やかに当該事件について様式第1により審査会の会長に報告しなければならない。

(意見の聴取)

第4条 審査会の会長は、指名停止について必要に応じ関係者の意見を聴取することができる。

(指名停止)

第5条 審査会は、資格業者が別表各号に掲げる措置要件の1に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該資格業者について指名停止を行うものとする。

2 審査会が指名停止を行ったときは、契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る資格業者を指名してはならない。当該指名停止に係る資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。この場合において、指名を取り消した資格業者に代わる新たな指名は、特別なときを除いて行わないものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第6条 審査会は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 審査会は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

3 審査会は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第7条 資格業者が1の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

(1) 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2第1号から第3号まで又は第4号から第7号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ同

表第1号から第3号まで又は第4号から第7号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

- 3 審査会は、資格業者について情状酌量すべき特別の理由があるため、別表各号、前2項及び次条第1号から第3号までの規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。
- 4 審査会は、資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。
- 5 審査会は、指名停止の期間中の資格業者について、情状酌量すべき特別の理由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号、前各項及び次条に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
- 6 審査会は、指名停止の期間中の資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該資格業者について指名停止を解除するものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例）

第7条の2 審査会は、第5条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合（前条第2項の規定に該当することとなった場合を除く。）には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。

- （1）談合情報を得た場合又は町の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、資格業者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第2第5号又は第7号に該当したとき それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間
- （2）別表第2第4号から第7号までに該当する資格業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は公契約関係競売等妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する罪を

いう。以下同じ。)若しくは談合(刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。)に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は公契約関係競売等妨害若しくは談合に係る首謀者(独占禁止法第7条の2第8項の各号に該当する者をいう。)であることが明らかになったとき(前号に掲げる場合を除く。)それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間

(3)別表第2第4号又は第5号に該当する資格業者について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があったとき(前2号に掲げる場合を除く。)それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間

(4)入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項に基づく調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第4号又は第5号に該当する資格業者に悪質な事由があるとき(第1号から前号までの規定に該当することとなった場合を除く。)それぞれ当該各号に定める短期に1月加算した期間

(5)町又は他の公共機関の職員が、公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第6号又は第7号に該当する資格業者に悪質な事由があるとき(第1号又は第2号の規定に該当することとなった場合を除く。)それぞれ当該各号に定める短期に1月加算した期間

(指名停止の報告及び通知)

第8条 審査会の会長は、第5条第1項若しくは第6条各項の規定により指名停止を行い、第7条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときは、町長に報告し、町長は、当該資格業者に対し遅滞なくそれぞれ様式第2、様式第3又は様式第4により通知するものとする。

2 前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が町の発注した契約に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第9条 各課等の長は、指名停止の期間中の資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ審査会の承認を受けたときはこの限りではない。

(下請等の禁止)

第10条 各課等の長は、指名停止の期間中の資格業者が町との契約に係る工事等の全部若しくは一部を下請し、又は受託することを承認してはならない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第11条 審査会は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(各課等への周知)

第12条 審査会の会長は、第5条第1項若しくは第6条各項の規定により指名停止を行い、第7条第5項の規定により指名停止期間を変更し、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときは、その旨を各課等の長へ通知するものとする。

(指名停止の公表)

第13条 指名停止を行ったときは、当該指名停止に係る資格業者の名称等について公表するものとする。

附 則

この要領は、平成4年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成6年7月5日から適用する。

附 則

この訓令は、平成14年11月1日から適用する。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この訓令は、公布の日から適用する。

別表第1 事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 町の発注する工事等の契約に係る一般競争及び指名競争において、入札参加資格確認申請書、入札参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上6月以内</p>
<p>(過失による粗雑工事等)</p> <p>2 工事等の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき。</p> <p>イ 町との契約に係る場合（^{かし}瑕疵が軽微であると認められるときを除く。）</p> <p>ロ 町以外の公共機関との契約で瑕疵が重大な場合</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1月以上6月以内</p> <p>1月以上3月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>3 前号に掲げる場合のほか、町発注工事等の施工に当たり、契約に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>4 工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。</p> <p>イ 町との契約に係る場合（損害が軽微であると認められるときを除く。）</p> <p>ロ 町以外の公共機関との契約で事故が重大な場合</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1月以上6月以内</p> <p>1月以上3月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故)</p> <p>5 工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷</p>	<p>当該認定をした日から</p>

<p>者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>イ 町との契約に係る場合</p> <p>ロ 町以外の公共機関との契約で事故が重大な場合</p>	<p>2週間以上4月以内</p> <p>2週間以上2月以内</p>
--	-----------------------------------

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次のイ、ロ又はハに掲げる者が町の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 資格業者である個人又は資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）</p> <p>ロ 資格業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時工事等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でイに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）</p> <p>ハ 資格業者の使用人でロに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4月以上12月以内</p> <p>3月以上9月以内</p> <p>2月以上6月以内</p>
<p>2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が町を除く愛知県内の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3月以上9月以内</p> <p>2月以上6月以内</p> <p>1月以上3月以内</p>
<p>3 次のイ又はロに掲げる者が愛知県外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3月以上9月以内</p> <p>1月以上3月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>4 愛知県内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事等の契約の相</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2月以上9月以内</p>

<p>手方として不適當であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p>	
<p>5 町の機関と締結した契約に係る工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から3月以上12月以内</p>
<p>（公契約関係競売等妨害又は談合）</p>	
<p>6 資格業者である個人、資格業者の役員（以下「資格業者の役員等」という。）又はその使用人が、愛知県内における公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から2月以上12月以内</p>
<p>7 町の機関と締結した契約に係る工事等に関し、資格業者の役員等又はその使用人が、公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から3月以上12月以内</p>
<p>（建設業法違反行為）</p>	
<p>8 愛知県内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から1月以上9月以内</p>
<p>9 町の機関と締結した契約に係る工事等に関し、建設業法の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2月以上9月以内</p>
<p>（不正又は不誠実な行為）</p>	
<p>10 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1月以上9月以内</p>
<p>11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法</p>	<p>当該認定をした日から1月以上9月以内</p>

の規定による罰金刑を宣告され、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。

(暴力的不当行為等)

12 資格業者の役員等に、暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)がいると認められるとき。

13 暴力団員等が資格業者の経営又は運営に実質的に関与していると認められたとき。

14 資格業者の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

15 資格業者の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

16 資格業者の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

当該認定をした日から12月。ただし、当該指名停止期間内に改善されない場合は、改善されたと認められる日まで

当該認定をした日から12月。ただし、当該指名停止期間内に改善されない場合は、改善されたと認められる日まで

当該認定をした日から6月以上12月以内。ただし、当該指名停止期間内に改善されない場合は、改善されたと認められる日まで

当該認定をした日から6月以上12月以内。ただし、当該指名停止期間内に改善されない場合は、改善されたと認められる日まで

当該認定をした日から6月以上12月以内。ただし、当該指名停止期間内に改善されない

<p>17 資格業者の役員等又は使用人が、12から16のいずれかに該当する法人等（資格業者であるか否かを問わない。）であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。</p> <p>18 資格業者が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、町への報告又は警察への届出を怠ったと認められるとき。 （その他の重大な事案）</p> <p>19 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、重大な事案が発生し、当該資格業者が、工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>場合は、改善されたと認められる日まで 当該認定をした日から6月以上12月以内。 ただし、当該指名停止期間内に改善されない場合は、改善されたと認められる日まで 当該認定をした日から2週間以上4月以内</p> <p>審査会で決定</p>
--	---